

第13回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要

会議名称	第13回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成28年10月7日（金） 午前10時～正午
開催場所	立川市役所 本庁舎 208会議室
次第	[開 会] 1 今後の条例策定作業の進め方について 2 報告事項 （1）第12回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について （2）第1回作業部会の検討状況の報告について 3 検討事項 （1）条例に対する委員の目的、思いの確認と相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」での事件の意見交換について ① 各班に分かれて話し合い ② 発表と意見交換 （2）条文の骨子案 その2（事務局案）の検討について ① 合理的配慮 イ 教育 4 12月18日（日）の講演会の協力依頼について 5 その他 [閉 会]
出席者	[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、加藤みどり、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加曾根博、田中文人、石川誠、山本繁樹、飯島一憲（敬称略、順不同） [事務局] 井田福祉保健部長、高木障害福祉課長、成田障害福祉課主査、城之下障害福祉第一係長、塩島主任、井土主事
会議資料	資料13-1 第12回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要 資料13-2 条例の骨子案 その2に対する9/1の策定検討委員会と9/16の作業部会での協議内容について 資料13-3 条例のたたき台に対する委員からの意見等と条例の骨子案 その2について（合理的配慮 その1のうち教育（内容は資料12-5と同じ）） 資料13-4 条例のたたき台に対する委員からの意見等と条例の骨子案 その2について（合理的配慮 その2）

[開 会]

1 今後の条例策定作業の進め方について

○本日は、「第3章 合理的配慮 第9条保育」以降について協議をする予定だったが、前回の委員会の中で「津久井やまゆり園」の事件について議論をしたいという意見、もっと議論を深めたいといった意見などもいただいている。また条例の策定について、丁寧に進められているかという質問も市議会からいただいている。これらを踏まえ、スケジュールの再調整について意見をあげて欲しい。

●条例策定の過程では、関係者に周知を行い、一緒につくるという姿勢が重要。注釈・逐条解説についても委員会の中で検討していきたい。

●回数を増やす必要はない。策定検討委員会の委員のみならず、一般の方とも協議をする機会があればよい。

●策定過程の中で周知をしていき、結果として一般の方に浸透しているというのが望ましい。

●いろいろな方の意見を集約して条例を策定するのがよい。

●市民や障害者の様々な思いがあって、市議会に請願した。様々な関係者の考えや思いを丁寧に聞いて欲しい。議論を尽くして良い条例をつくって欲しい。

●事務局は、丁寧にやっている印象を受ける。当初の期間内で策定してほしい。期間を再設定することで、条例の施行が遅れるリスク・不都合はきちんと認識する必要がある。

○条例の目的である「共に理解し、共生社会を実現すること」が大事。周知、啓発の取組みをさらに強化していきたい。スケジュール感と議論を尽くしたという納得感を大事にしていきたい。スケジュールについては、次回提案したい。

●様々な方の声を聞きながら、期間を設定するのが良い。

[結論] スケジュールを変更し、期間を延ばし丁寧に対応して欲しいという意見が大半であったため、そのように見直すこととなった。

2 報告事項

○9月16日の作業部会で前文を検討した。また、「障害」に対する各委員の考えなどについて小グループに分かれ意見交換をしたいという提案があった。

3 検討事項

(1) 条例に対する委員の目的、思いの確認と相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」での事件の意見交換について

～各グループからの意見～

●障害への理解を深めるために、障害者の話を聞くことが大切。許容すること、違いを理解する。

●苦手なことを悪いことと思わず、お互いさまという気持ちが大切。

●障害者だけでなく、その他の人々への理解を深めていく。

●「心ある声かけ」のある社会を築いていくことが大切。

●施設では、一人一人の個性が埋没されてしまう。そのことが事件につながった要因の一つではないか。

●犯行に共感する意見が広がっていることを危惧している。

●多様性を尊重する社会が必要で、そのためには幼少期からの教育が重要。多様性のある社会こそ生き残っていく。

●条例をつくることでまちがかわっていくことが大切。

●国の財政状況は厳しいが、支援が少なくなると、地域で生活できるか否かに関わってくる。

●措置入院は、人権侵害ではないか、との考え方もある。

●ネット上で、障害者に対する理解のないコメントが書き込みされているなど、障害者への差別、排除を感じる。

●施設職員のケアも大切。施設職員に研修を行い、またやりがい・プライドをもって職にあたってもらうことが大事。

- 重度の方を狙った犯行で「優生思想」に通じる。怖いと感じた。
- 障害は他人事ではなく、自分の問題と思うことがポイント。条例の中に命の大切さを盛り込んでいきたい。
- 犯人と同じ考えをもつ人に対して、社会がどうサポートしていくかが大切。
- 道徳を強調することは、多様性との関係のなかでどう考えるのが良いか。矛盾するところもあり、難しい課題。
- 排除するのではなく、意見を投げかけていく教育が大切。
- 障害のあるなしに関わらず、個人に対して社会がどう向き合うか。
- 違う意見と対話できるスキルを身に付けることが必要。

(2) 条文の骨子案 その2 (事務局案) の検討について

① 合理的配慮 イ 教育

○教育に関する合理的配慮等 第8条1項の中で「障害の有無にかかわらず、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、」という文章を追加した。

●進路については、障害児の家族、本人の希望に沿った形で概ね進路が選択されていると感じる。

進路選択の中で合理的配慮をどう扱うかは難しい。

●小学校から中学校に進む中で、どういう合理的配慮が受けられるかがポイント。中学に進学するときの不安は大きい。受けられる合理的配慮について前もってわかっていると不安も解消する。

●教育に関する合理的配慮等 第8条2項を 「障害及び合理的配慮についての正しい知識を提供する」としたらどうか。

●進路について合理的配慮は、第8条1項の「必要な措置」の中に入ってくるのでは。具体的に進路について明記することも可能だが、バランスが悪くなるのであれば、逐条解説で対応していくのが良い。

○教育については、都立や私立の学校も関係する。市立の学校以外についても条例で規定が可能かどうか検討していきたい。

4 12月18日(日)の講演会の協力依頼について

○12月18日に行う講演会について、当初はパブリックコメント期間中で周知・啓発を図るPRを行うことが中心だったが、スケジュール調整により、内容を変更した。前半でパラリンピック出場者による講演を予定している。

●これからの社会を支える高校生などに考えてもらいたい。可能であれば、ディスカッションに参加してほしい。

●パネラーは障害のある人となない人の組合せがよいのでは。障害者からみた立川の良い所、悪い所を話してほしい。どういう壁があるかなどをテーマにディスカッションするのはどうか。

●興味のない人にいかに参加してもらうかが重要。参加者にできるだけ発言してもらい、まとめているのが良い。

5 その他

○次回は、平成28年11月11日(金)の午前10時から101会議室で行う予定。

[閉 会]

以 上